

公社債投信

2月号

追加型投信／国内／債券

- 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社>〔ファンドの運用の指図を行なう者〕
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター電話番号 0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）
- <受託会社>〔ファンドの財産の保管および管理を行なう者〕
中央三井アセット信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
※監督当局の認可等を前提として合併し、2012年4月1日付で三井住友信託銀行株式会社となる予定です。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「公社債投信2月号」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2012年1月4日に関東財務局長に提出しており、2012年1月20日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	6兆6,993億円
	(2011年11月末現在)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

ファンドの特色

1. 公社債で運用します。

- ・ 国債、地方債、金融債、電力債などの公社債などに投資するとともに、ファミリーファンド方式で運用を行ない、公社債などを主要投資対象とする「ボンド・マザーファンド」にも投資します。
- ・ 原則として、残存1年以内の債券などを中心に投資を行なうことにより、元本の安全性を重視した運用を行ないます。
- ・ ただし、金融環境などの変化に弾力的に対応するため、残存1年超5年以内の債券に投資し、中長期的に元本の安全性に配慮し収益性を追求する運用を行なうこともあります。

2. 基本運用スタンス

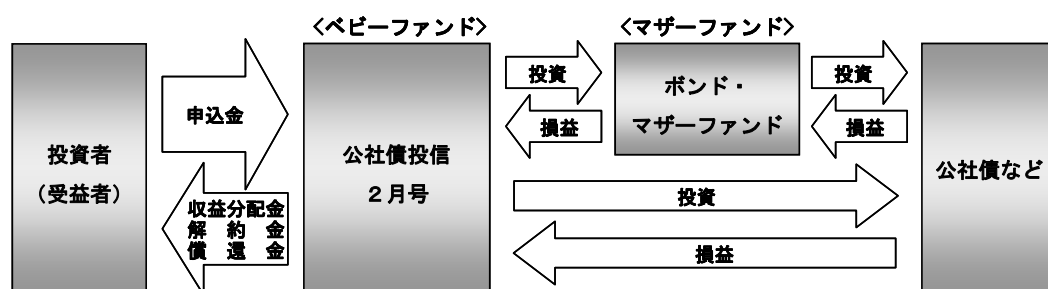
- ・ 元本の安全性を優先するとともに、高い流動性を維持した運用を行ないます。信用度が高く、残存期間の短い公社債および短期金融商品を中心に投資し、信託財産の安全性を優先した運用を行ないます。
- ・ 各種リスクをコントロールしつつ、より高い収益の獲得をめざします。金利リスク・信用リスクをコントロールしつつ、運用効率を高めるために最適と考えられるタイミングでの投資や、国債とその他の公社債との金利差を比較分析し、これに基づいた投資などを行ない、より高い収益の獲得をめざします。

3. 公社債投信は12本のファンドで構成されています。

- ・ 公社債投信は、公社債投信1月号から公社債投信12月号の12本のファンドで構成されています。

《ファンドの仕組み》

※当ファンドは、マザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



主な投資制限

- ・ 株式への投資は行ないません。
- ・ 外貨建資産への投資は行ないません。

分配方針

- ・ 毎決算時に、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当します。決算日の基準価額が1万口当たり1万円以下の場合には、収益分配は行ないません。※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・ 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- ・ 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・ 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

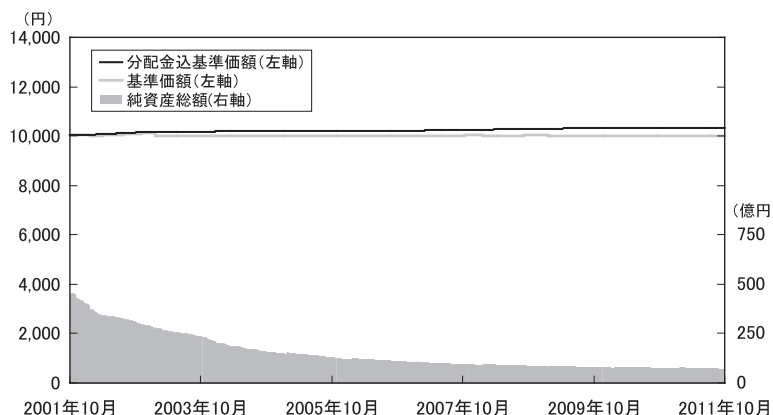
※上記体制は 2011 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用実績

2011年10月31日現在

基準価額・純資産の推移

(2001年10月末～2011年10月末)



基準価額……………10,007円
純資産総額……………72.08億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金込基準価額は、2001年10月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金込基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2007年2月	2008年2月	2009年2月	2010年2月	2011年2月
18.21円	36.76円	38.93円	22.75円	12.19円

主要な資産の状況

<信託財産の構成>

	評価額	組入比率	デュレーション
公社債	6,474百万円	89.8%	0.45年
短期資産等	734百万円	10.2%	0.00年
純資産総額	7,208百万円	—	0.40年

※当ファンドの実質組入比率です。

<組入上位銘柄>

当ファンド

順位	銘柄	種類	クーポン	償還期限	比率
1	ボンド・マザーファンド	親投資信託受益証券	—	—	45.24%
2	第1回公営企業債券	特殊債券	1.420%	2011年12月26日	2.78%
3	MITSUBISHI UFJ LEASE&FIN	社債券	0.262%	2012年3月7日	2.77%
4	第213回信金中金債（5年）	特殊債券	1.600%	2012年8月27日	1.40%
5	第4回公営企業債券	特殊債券	1.070%	2012年9月24日	1.40%
6	第4回道路債券	特殊債券	2.240%	2012年3月20日	1.40%

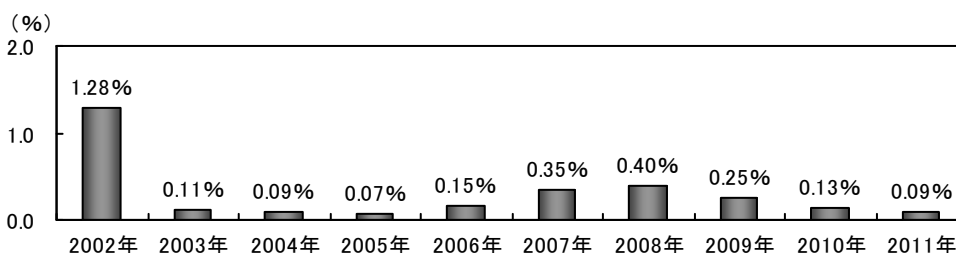
※当ファンドの対純資産総額比です。

ボンド・マザーファンド

順位	銘柄	種類	クーポン	償還期限	比率
1	TOYOTA MOTOR CREDIT CORP	社債券	1.300%	2012年3月16日	3.71%
2	1.55公営企業金融公庫	特殊債券	1.550%	2012年2月21日	3.57%
3	MITSUBISHI UFJ LEASE&FIN	社債券	0.284%	2012年9月14日	3.49%
4	第1回サントリーホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	社債券	0.790%	2012年6月12日	3.33%
5	第212回信金中金債（5年）	特殊債券	1.650%	2012年7月27日	3.21%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2011年は、2011年10月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日（決算日）の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	<分配金再投資コース> 1口単位 <分配金受取りコース> 1万口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	<購入> 原則として、購入申込受付日の販売会社の定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを今回の購入申込期間の受付分とします。 <換金> 原則として、販売会社の営業日の販売会社の定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2012年1月20日から2012年2月20日までとします。
購入制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために、購入の申込みには金額制限などを設ける場合があります。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（1961年2月24日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの受益権の口数が100億口を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年2月19日（19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日を決算日とします。）
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行いません。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。

運用報告書	毎期決算後および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、公社債投資信託として取り扱われます。
財形貯蓄制度	<p>一定の要件に該当する場合は、財形貯蓄制度（勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）、勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）、勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄））をご利用になれます。</p> <p>※販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>※財形貯蓄制度は、「勤労者財産形成促進法」に基づいて設けられた勤労者を対象とした制度です。</p>
マル優制度	<p>一定の要件に該当する場合は、マル優制度（少額貯蓄非課税制度）をご利用になれます。</p> <p>※販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p>

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
換金時手数料	<p>換金時に、以下の換金手数料がかかります。</p> <p>1962年4月20日以前の購入分の換金 ……………1万口につき 26円25銭（税抜25円）</p> <p>1962年4月21日以降、2001年4月19日以前の購入分の換金 ……………1万口につき 105円（税抜100円）</p> <p>2001年4月20日以降、2002年4月22日以前の購入分の換金 ……………1万口につき 10円50銭（税抜10円）</p> <p>2002年4月23日以降の購入分（2002年4月号からの新規設定分）の換金 ……………1万口につき 2円10銭（税抜2円）</p> <p>※販売会社にやむを得ない事情があるとき（販売会社が委託会社に申し出た場合に限りま す。）は、換金（解約）手数料を徴収しないことができます。</p>
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の元本総額に対し年率0.707%以内</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用管理費用は、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産から支払われます。 運用管理費用は、直前10営業日間における基準価額（1万口当たり銭位未満を四捨五入した額とします。）の年換算騰落率に応じて次に掲げる範囲内の率とし、配分は以下の通りとします。 <p style="text-align: center;">＜運用管理費用の配分＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年換算騰落率</th> <th colspan="4">運用管理費用（年率）</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7%超の場合</td> <td>0.7070%</td> <td>0.1950%</td> <td>0.4620%</td> <td>0.0500%</td> </tr> <tr> <td>6%超 7%以下の場合</td> <td>0.6464%</td> <td>0.1783%</td> <td>0.4224%</td> <td>0.0457%</td> </tr> <tr> <td>5%超 6%以下の場合</td> <td>0.5427%</td> <td>0.1497%</td> <td>0.3546%</td> <td>0.0384%</td> </tr> <tr> <td>4%超 5%以下の場合</td> <td>0.4393%</td> <td>0.1211%</td> <td>0.2871%</td> <td>0.0311%</td> </tr> <tr> <td>0.40%超 4%以下の場合</td> <td>0.4000%</td> <td>0.1103%</td> <td>0.2614%</td> <td>0.0283%</td> </tr> <tr> <td>0.35%超 0.40%以下の場合</td> <td>0.3500%</td> <td>0.0965%</td> <td>0.2287%</td> <td>0.0248%</td> </tr> <tr> <td>0.30%超 0.35%以下の場合</td> <td>0.3000%</td> <td>0.0828%</td> <td>0.1960%</td> <td>0.0212%</td> </tr> <tr> <td>0.25%超 0.30%以下の場合</td> <td>0.2500%</td> <td>0.0689%</td> <td>0.1634%</td> <td>0.0177%</td> </tr> <tr> <td>0.20%超 0.25%以下の場合</td> <td>0.2000%</td> <td>0.0552%</td> <td>0.1307%</td> <td>0.0141%</td> </tr> <tr> <td>0.15%超 0.20%以下の場合</td> <td>0.1500%</td> <td>0.0414%</td> <td>0.0980%</td> <td>0.0106%</td> </tr> <tr> <td>0.14%超 0.15%以下の場合</td> <td>0.1000%</td> <td>0.0276%</td> <td>0.0653%</td> <td>0.0071%</td> </tr> <tr> <td>0.13%超 0.14%以下の場合</td> <td>0.0840%</td> <td>0.0232%</td> <td>0.0549%</td> <td>0.0059%</td> </tr> <tr> <td>0.12%超 0.13%以下の場合</td> <td>0.0680%</td> <td>0.0188%</td> <td>0.0444%</td> <td>0.0048%</td> </tr> <tr> <td>0.11%超 0.12%以下の場合</td> <td>0.0520%</td> <td>0.0143%</td> <td>0.0340%</td> <td>0.0037%</td> </tr> <tr> <td>0.10%超 0.11%以下の場合</td> <td>0.0360%</td> <td>0.0100%</td> <td>0.0235%</td> <td>0.0025%</td> </tr> <tr> <td>0.09%超 0.10%以下の場合</td> <td>0.0200%</td> <td>0.0055%</td> <td>0.0131%</td> <td>0.0014%</td> </tr> <tr> <td>0.08%超 0.09%以下の場合</td> <td>0.0180%</td> <td>0.0049%</td> <td>0.0118%</td> <td>0.0013%</td> </tr> <tr> <td>0.07%超 0.08%以下の場合</td> <td>0.0160%</td> <td>0.0044%</td> <td>0.0105%</td> <td>0.0011%</td> </tr> <tr> <td>0.06%超 0.07%以下の場合</td> <td>0.0140%</td> <td>0.0039%</td> <td>0.0091%</td> <td>0.0010%</td> </tr> <tr> <td>0.05%超 0.06%以下の場合</td> <td>0.0120%</td> <td>0.0034%</td> <td>0.0078%</td> <td>0.0008%</td> </tr> <tr> <td>0.05%以下の場合</td> <td>0.0100%</td> <td>0.0028%</td> <td>0.0065%</td> <td>0.0007%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。</p>	年換算騰落率	運用管理費用（年率）				合計	委託会社	販売会社	受託会社	7%超の場合	0.7070%	0.1950%	0.4620%	0.0500%	6%超 7%以下の場合	0.6464%	0.1783%	0.4224%	0.0457%	5%超 6%以下の場合	0.5427%	0.1497%	0.3546%	0.0384%	4%超 5%以下の場合	0.4393%	0.1211%	0.2871%	0.0311%	0.40%超 4%以下の場合	0.4000%	0.1103%	0.2614%	0.0283%	0.35%超 0.40%以下の場合	0.3500%	0.0965%	0.2287%	0.0248%	0.30%超 0.35%以下の場合	0.3000%	0.0828%	0.1960%	0.0212%	0.25%超 0.30%以下の場合	0.2500%	0.0689%	0.1634%	0.0177%	0.20%超 0.25%以下の場合	0.2000%	0.0552%	0.1307%	0.0141%	0.15%超 0.20%以下の場合	0.1500%	0.0414%	0.0980%	0.0106%	0.14%超 0.15%以下の場合	0.1000%	0.0276%	0.0653%	0.0071%	0.13%超 0.14%以下の場合	0.0840%	0.0232%	0.0549%	0.0059%	0.12%超 0.13%以下の場合	0.0680%	0.0188%	0.0444%	0.0048%	0.11%超 0.12%以下の場合	0.0520%	0.0143%	0.0340%	0.0037%	0.10%超 0.11%以下の場合	0.0360%	0.0100%	0.0235%	0.0025%	0.09%超 0.10%以下の場合	0.0200%	0.0055%	0.0131%	0.0014%	0.08%超 0.09%以下の場合	0.0180%	0.0049%	0.0118%	0.0013%	0.07%超 0.08%以下の場合	0.0160%	0.0044%	0.0105%	0.0011%	0.06%超 0.07%以下の場合	0.0140%	0.0039%	0.0091%	0.0010%	0.05%超 0.06%以下の場合	0.0120%	0.0034%	0.0078%	0.0008%	0.05%以下の場合	0.0100%	0.0028%	0.0065%	0.0007%
	年換算騰落率		運用管理費用（年率）																																																																																																																
合計		委託会社	販売会社	受託会社																																																																																																															
7%超の場合	0.7070%	0.1950%	0.4620%	0.0500%																																																																																																															
6%超 7%以下の場合	0.6464%	0.1783%	0.4224%	0.0457%																																																																																																															
5%超 6%以下の場合	0.5427%	0.1497%	0.3546%	0.0384%																																																																																																															
4%超 5%以下の場合	0.4393%	0.1211%	0.2871%	0.0311%																																																																																																															
0.40%超 4%以下の場合	0.4000%	0.1103%	0.2614%	0.0283%																																																																																																															
0.35%超 0.40%以下の場合	0.3500%	0.0965%	0.2287%	0.0248%																																																																																																															
0.30%超 0.35%以下の場合	0.3000%	0.0828%	0.1960%	0.0212%																																																																																																															
0.25%超 0.30%以下の場合	0.2500%	0.0689%	0.1634%	0.0177%																																																																																																															
0.20%超 0.25%以下の場合	0.2000%	0.0552%	0.1307%	0.0141%																																																																																																															
0.15%超 0.20%以下の場合	0.1500%	0.0414%	0.0980%	0.0106%																																																																																																															
0.14%超 0.15%以下の場合	0.1000%	0.0276%	0.0653%	0.0071%																																																																																																															
0.13%超 0.14%以下の場合	0.0840%	0.0232%	0.0549%	0.0059%																																																																																																															
0.12%超 0.13%以下の場合	0.0680%	0.0188%	0.0444%	0.0048%																																																																																																															
0.11%超 0.12%以下の場合	0.0520%	0.0143%	0.0340%	0.0037%																																																																																																															
0.10%超 0.11%以下の場合	0.0360%	0.0100%	0.0235%	0.0025%																																																																																																															
0.09%超 0.10%以下の場合	0.0200%	0.0055%	0.0131%	0.0014%																																																																																																															
0.08%超 0.09%以下の場合	0.0180%	0.0049%	0.0118%	0.0013%																																																																																																															
0.07%超 0.08%以下の場合	0.0160%	0.0044%	0.0105%	0.0011%																																																																																																															
0.06%超 0.07%以下の場合	0.0140%	0.0039%	0.0091%	0.0010%																																																																																																															
0.05%超 0.06%以下の場合	0.0120%	0.0034%	0.0078%	0.0008%																																																																																																															
0.05%以下の場合	0.0100%	0.0028%	0.0065%	0.0007%																																																																																																															
その他の 費用・手数料	<p>監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。</p> <p>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>																																																																																																																		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の税率です。(非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。)

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および 地方税	利子所得として課税 分配金に対して 20%
換金（解約）時 および償還時	所得税および 地方税	利子所得として課税 換金（解約）時および償還時の個別元本超過額に対して 20%

- ・上記は、2012年1月4日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



nikko am